

国保 年金



出産育児一時金

医療機関へ 直接支払います

出産育児一時金の直接支払制度は、被保険者が医療機関で手続きをすることにより、国保から直接、国保で支給される出産育児一時金の範囲で医療機関に支払われる制度です。

これにより、被保険者は出産費用から一時金を引いた差額を医療機関に支払えばよいことになり、事前にまとまった費用を用意する必要がなくなりました。

直接支払制度を利用しないこともできます。その場合、これまで通り出産後に市へ申請することになります。直接支払制度を実施していない医療機関もあるので、出産予定の医療機関に直接確認してください。ただし、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などに被保険者本人として1年以上加入していた人が、その保険をやめてから6カ月以内に出産する場合は、加入していた保険から支給される場合があります。

ますので、直接支払制度を利用するときには、以前加入していた健康保険に確認してください。

直接支払制度を利用する場合

医療機関で、保険証を提示して直接支払制度に関する合意文書に署名してください。通常、市での手続きは不要ですが、出産費用が一時金の額を下回った場合は、差額分を受け取るための手続きが必要になります。保険年金課、下総・大栄支所市民福祉課で申請してください。

直接支払制度を利用しない場合

医療機関で、保険証を提示し直接支払制度を利用しない旨を申し出てください。退院時に出産費用の全額を医療機関に支払い、保険年金課、下総・大栄支所市民福祉課に申請してください。

申請に必要なもの＝保険証、母子健康手帳、世帯主の預金口座番号の分かるもの、印鑑、医療機関から受け取る直接支払制度に関する合意文書と出産費用の請求・領収明細書



国民健康保険

70～74歳の加入者は

保険証更新・送付

国民健康保険に加入している70～74歳の人(現在、窓口負担が3割の人、後期高齢者医療制度で一定の障がいがあると認定された人を除く)は、4月に保険証が更新されます。新しい保険証は、3月上旬に簡易書留郵便で順次送付します。

窓口負担割合の見直し

窓口負担割合は4月から2割に引き上げられる予定でしたが、この引き上げが引き続き凍結され、平成26年3月までの1年間は、これまで通り1割に据え置かれます(現在、窓口負担が3割の人は除く)。ただし、平成25年8月以降は、前年所得の額によっては、窓口負担割合が変更される場合があります。



国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人

希望により任意加入できます

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

追納を希望する人は、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)まで連絡してください。

平成25年3月末日までに追納する場合の1カ月分の保険料額

年度	全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
平成14年度	14,940円 (1,640円)	—	7,470円 (820円)	—
平成15年度	14,720円 (1,420円)	—	7,360円 (710円)	—
平成16年度	14,510円 (1,210円)	—	7,260円 (610円)	—
平成17年度	14,560円 (980円)	—	7,280円 (490円)	—
平成18年度	14,610円 (750円)	10,950円 (560円)	7,300円 (370円)	3,650円 (190円)
平成19年度	14,640円 (540円)	10,970円 (400円)	7,320円 (270円)	3,650円 (130円)
平成20年度	14,760円 (350円)	11,070円 (260円)	7,370円 (170円)	3,690円 (90円)
平成21年度	14,840円 (180円)	11,120円 (130円)	7,420円 (90円)	3,700円 (40円)
平成22年度	15,100円 (0円)	11,320円 (0円)	7,550円 (0円)	3,770円 (0円)
平成23年度	15,020円 (0円)	11,260円 (0円)	7,510円 (0円)	3,750円 (0円)

※くわしくは保険年金課(国保☎20-1526・年金☎20-1547)へ。